



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武隆/編集人 古川 諭
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士制度 広報月間スタート

行政書士制度広報月間の実施に向けて、県総務部長から関係機関の長に対し、以下の文書が発信されました。

滋総第665号
 平成21年(2009年)9月16日

本庁各部(局)課長
 各地方機関の長
 関係行政委員会事務局長
 警察本部長
 各警察署長

様(写)
 総務部長
 (公印省略)

「行政書士制度広報月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士制度に関して広く県民の理解と協力を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1ヶ月間、「行政書士制度広報月間」を実施されることになり、この期間中は、別表のとおり行政書士電話無料相談、許認可手続無料相談所の開設をはじめとする各種の活動を展開されます。

ご承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業とすることはできないとされています。

貴職におかれましても、この期間中滋賀県行政書士会が行う種々の活動を機に、書類の受理に携わる職員をはじめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう、ご指導いただきますようお願いいたします。

また、行政書士が作成した書類には、記名して職印を押すことが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印を押す場所等については次に示す様式が滋賀県行政書士会から指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう、御留意願います。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置についてご協力いただきますようお願いいたします。

ゴム印様式

年	月	日
行政書士 滋賀県行政書士会会員		

※ 行政書士法施行規則第9条第2項
 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。



今年度の広報月間ポスター
 タレントの水野裕子さんを起用

平成21年度 行政書士制度広報月間について

広報部長 古川 諭

日本行政書士会連合会では、行政書士制度のさらなる普及を図ることを目的として、毎年10月1日から10月31日までの1ヶ月間を「行政書士制度広報月間」と定め、滋賀県行政書士会においても、本会総会で承認を受けた事業として、実施基本要領に基づき県内一斉に活動を展開します。

広報月間開始前より、関係各機関への働きかけ等、様々な準備を進めたうえで、今年度も月間がスタートしました。

また、広報活動に併せ、非行政書士排除のための監察活動にも取り組むこととし、各行政機関の窓口表示板の設置状況確認と、継続設置の協力を求めることによって事業を推進します。

滋賀会全体の取り組みとして、本年も各支部、各専門部会、そして会員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

本会活動内容

1. 関係各機関へのポスター配布・掲示依頼

2. 電話無料相談所の開設
3. 滋賀県庁ホームページへのバナー広告の掲載
4. 滋賀県内JR22駅へのポスター掲示
5. 報道各社への、行政書士制度広報月間中の無料相談所開設の告知依頼

各支部への協力要請内容

1. 各市町、関連各機関窓口ポスター配布・掲示依頼とリーフレット配布の協力要請
2. 窓口表示板の設置状況確認と破損の有無の確認
3. 自治体広報誌に、運動方針と無料相談所開設告知が掲載されたことの確認

各専門部会への協力要請内容

1. 関連団体へのポスター配布・掲示依頼とリーフレット配布の協力要請

会員各位へのお願い

1. 作成書類への記名と、職印の押印
 (※なお、当該記名押印は、行政書士法施行規則第9条第2項により義務付けられています。)
2. 監察事案を発見した場合の、監察部長への報告
3. 会員各位事務所でのポスター掲示
4. PR活動への、リーフレットの積極活用

作成した書類には、職印を押すことが義務付けられています。